

介護保険料等の基準額が見直されます

介護保険料等の算定および判定は、年金収入等80万円を基準として設定していますが、令和6年（1月～12月）の老齢基礎年金（満額）の支給額が80万円を超え、国の基準が見直されたことから、基準額が80万円から80.9万円に変更されます。

■介護保険料(令和7年4月から)

所得段階		〈改正前〉	〈改正後〉
第1段階	町民税 非課税世帯	生活保護受給者 老齢福祉年金受給者 本人年金収入等 <u>80万円以下</u> の人	生活保護受給者 老齢福祉年金受給者 本人年金収入等 <u>80.9万円以下</u> の人
第2段階		本人年金収入等 <u>80万円超</u> 120万円以下の人	本人年金収入等 <u>80.9万円超</u> 120万円以下の人
第4段階	町民税 本人非課税	本人年金収入等 <u>80万円以下</u> の人	本人年金収入等 <u>80.9万円以下</u> の人
第5段階		本人年金収入等 <u>80万円超</u> の 人	本人年金収入等 <u>80.9万円超</u> の 人

■高額介護(予防)サービス費(令和7年8月から)

所得区分	〈改正前〉	〈改正後〉
第2段階	町民税非課税世帯で年金収入金額と 合計所得金額の合計が <u>80万円以下</u> の人	町民税非課税世帯で年金収入金額と 合計所得金額の合計が <u>80.9万円以下</u> の人

高額介護(予防)サービス費は、1カ月に支払った利用者負担の合計が負担限度額を超えた場合、超えた分が払い戻される制度です。

■特定入所者介護(予防)サービス費(令和7年8月から)

利用者負担段階	〈改正前〉	〈改正後〉
第2段階	町民税非課税世帯で年金収入 金額と合計所得金額の合計が <u>80万円以下</u> の人	町民税非課税世帯で年金収入 金額と合計所得金額の合計が <u>80.9万円以下</u> の人
第3段階①	町民税非課税世帯で年金収入 金額と合計所得金額の合計が <u>80万円超</u> 120万円以下の人	町民税非課税世帯で年金収入 金額と合計所得金額の合計が <u>80.9万円超</u> 120万円以下の人

特定入所者介護(予防)サービス費は、介護保険施設やショートステイを利用する人の食費・居住費について、低所得者の人への補助を行う制度です。

■お問い合わせ 保健福祉課 介護保険係 ☎5-1165